


船舶事故調査報告書

平成30年3月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成30年1月25日 09時20分ごろ～12時40分ごろの間）
発生場所	不明（茨城県北茨城市 ^{ひらかた} 平潟漁港東方沖）
事故の概要	漁船 ^{ゆき} 晋丸は、ひらめひき釣り漁の操業中、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	平成30年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 晋丸、0.5トン IG3-6952（漁船登録番号）、個人所有 5.61m(Lr)×1.54m×0.58m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、不明
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年4月15日 免許証交付日 平成27年8月7日 (平成33年4月14日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約12℃ 北茨城市には、1月21日20時47分に波浪注意報が、1月23日02時13分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。 また、関東海域には、1月24日17時35分に海上強風警報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ひらめひき釣り漁を行う目的で、平成30年1月25日09時20分ごろ、平潟漁港を出港するところを機関修理会社の担当者に目撃された。（写真1参照）

	<div data-bbox="587 324 683 369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">本船</div>  <p style="text-align: center;">写真 1 係留中の本船</p> <p>僚船の船長は、12時40分ごろ、平潟漁港南東方沖の海域において、無人の状態以南東方に流されながら旋回している本船を発見したので、‘所属する漁業協同組合’（以下「本件組合」という。）に連絡した。</p> <p>本件組合の担当者は、12時56分ごろ海上保安庁に通報し、僚船に捜索を依頼した。</p> <p>船長は、海上保安庁の船艇及び僚船による捜索が行われたところ、14時20分ごろ平潟漁港の東方沖において、浮いているところを発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>本船は、僚船によりえい航されて平潟漁港に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故当時、本件組合の他の小型漁船が強風で出漁しないなか、1隻だけ出漁していた。</p> <p>船長の携帯電話は、船内に置いてあった。</p> <p>船長は、持病がなく、健康状態が良好であった。</p> <p>船長は、平潟漁港東方沖で発見された際、上下のウェットスーツを着用していたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>僚船の船長は、本船を発見した際、船内に海水が入っていなかったため、波が船内に打ち込んで船長が落水したのではないと思った。</p> <p>他の僚船の船長は、本船の漁具等が発見した際、釣針に魚が掛かっていたのを認めた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、09時20分ごろに平潟漁港を出港後、12時40分ごろ平潟漁港南東方沖において、無人で旋回しているとの通報があったことから、この間において、操業中、船長が落水したものと考えられ</p>

	<p>る。</p> <p>本船は、発見された漁具の釣針に魚が掛かっていたこと、平潟漁港南東方沖で南東方に流されながら旋回した状態で発見されたこと、風力6の北西風が吹いていたこと及び船長が平潟漁港東方沖で発見されたことから、操業中に船長が落水して溺水したものと考えられるが、落水した状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、平潟漁港を出港した後、操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船は、風波の影響を受けて動揺しやすいので、強風警報等が発表されているときには、<small>たぐひ</small> 堪航性を考慮して出漁の可否を判断すること。 ・ 操業中は、救命胴衣を着用し、防水型の携帯電話を所持しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

